⑻　⑺の同等の資格を有することが確認された者については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求による総合評定値通知における、直近の建築一式の総合評定値が1,200点以上であること。

⑼　元請としての施工実績（公告時点で完成したものを含む。）を有すること。なお、単体又は共同企業体の場合の代表者は、単体又は共同企業体の代表者として、アの施工実績を有すること。共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、単体又は共同企業体の出資比率が15%以上の構成員として、イの施工実績を有すること。

ア　平成６年４月以降の延床面積8,000㎡以上の基礎免震構造（基礎と上部構造の間に天然ゴム系積層ゴム支承、弾性すべり支承、オイルダンパーなどの免震部材を設置している建物をいう。以下同じ。）の事務所建物の新築工事、かつ平成16年４月以降の都市鉄道土木工事。

イ　平成６年４月以降の延床面積8,000㎡以上の基礎免震構造の事務所建物の新築工事、又は平成16年４月以降の都市鉄道土木工事。

⑽　次に掲げる基準を満たす監理技術者及び土木工事の主任技術者並びに施工責任者を当該工事に専任で配置できること。

ア　監理技術者にあっては、１級建築施工管理技士又は１級建築士の資格を有する者であること。

イ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ　監理技術者にあっては、⑼に掲げる基礎免震構造建物の新築工事の経験を有する者であること。なお、延床面積は問わない。

エ　主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又は技術士法による建設部門の技術士の資格を有する者であること。

オ　主任技術者にあっては、⑼に掲げる土木工事の経験を有する者であること。

カ　施工責任者にあっては、会社が定める施工責任者資格認定教育を受講し、１級又は２級施工責任者の資格認定を受けたものであること。なお、施工責任者は監理技術者又は主任技術者と兼任できるものとする。

⑾　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、会社から取引先資格停止基準に基づく資格停止を受けていないこと。

⑿　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社でないこと。

⒀　⑿の「１に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社久米設計

⒁　⑿の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受託者の発行株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設会社

イ　建設会社の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設会社

⒂　共同企業体については、次のとおりとすること。

ア　⑴から⑻に規定する者は２者又は３者を構成員とすること。この場合、同一の者が２以上の共同企業体の構成員となることは認めない。

イ　すべての構成員が⑼に掲げる条件を満たす者であること。

ウ　出資比率は、すべての構成員が、２者の共同企業体の場合は30%以上、３者の共同企業体の場合は20%以上であること。

エ　代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

オ　共同企業体の有効期間は、確認の日から当該工事完成の日までとする。ただし、落札者以外のものにあっては当該工事の契約が締結された日までとする。

カ　共同企業体の名称は、「○○・○○建設工事共同企業体」とする。

３　入札手続等

⑴　担当部課　〒110―8614 東京都台東区東上野三丁目19番６号　東京地下鉄株式会社　工務部　工務企画課　電話03―3837―7233

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成25年10月21日（月）から平成25年11月１日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで（11時30分から13時30分までを除く。）〒103―0001 東京都中央区日本橋小伝馬町11番９号　メトロ開発株式会社　技術部技術管理課　電話03―5847―7807　交付に当たっては、実費を徴収する。

⑶　一般競争参加資格審査申請書（共同企業体の場合は、一般競争参加資格審査申請書、競争参加資格確認申請書（共同企業体）、共同企業体協定書及び委任状）（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間、場所及び方法　平成25年10月21日（月）から平成25年11月１日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日、10時00分から17時30分まで（12時00分から14時00分までを除く。）３⑴の場所に持参すること。

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　平成25年12月13日（金）14時00分　本社12階特別会議室　持参又は郵送すること（ただし、郵便による入札書の受領期限は平成25年12月13日（金）９時20分（必着）３⑴へ郵送すること。）。

４　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　免除。

イ　契約保証金　納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　会社において作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑸　低入札価格調査工事における監理技術者の配置　専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

⑹　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者に専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほか、申請書の差し替えは認めない。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　契約書作成の要否　要。

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑽　関連情報を入手するための窓口　３⑴に同じ。

⑾　取引先資格の登録を受けていない者の参加　２⑺に掲げる取引先資格の登録を受けていない者も３⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格と同等の資格を有する事の確認を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑿　契約締結後の技術提案　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、会社に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書の変更及び請負代金額の変更を行う。

⒀　詳細は入札説明書による。